

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月10日認可した。

令和7年10月21日

香川県知事 池田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）境川地区
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川間地区
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高樋地区
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）茂木地区